

平成30年度 「財政援助団体等監査」における担当部署等一覧（指摘）

No	表題	担当部署	措置状況		公表日
			措置済み	検討中	
1	(1) 代表取締役の執務状況報告について	長崎中央市場サービス		○	
2	(2) 計算書類等について ア 貸借対照表の公告について	長崎中央市場サービス		○	
3	(2) 計算書類等について イ 附属明細書の作成について	長崎中央市場サービス		○	
4	(1) 評議員会について ア 決算に係る評議員会への監事の出席について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		令和元年8月27日
5	(1) 評議員会について イ 評議員会の招集について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		令和元年8月27日
6	(2) 貸借対照表の公告について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		令和元年8月27日
7	(3) 小口現金及びつり銭について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社		○	
8	(1) 基本協定書について ア 会計年度について	南総合事務所地域整備課		○	
9	(1) 基本協定書について イ 遵守事項について	南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	
10	(2) 備品の管理について	南総合事務所地域整備課	○		令和元年8月27日
		観光政策課		○	
11	(3) 実績報告書の点検等について	観光政策課		○	
12	(4) 利用料金及び減免基準の承認について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	
13	(5) 第三者への業務委託に係る承認について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	
14	(6) Alega軍艦島及び軍艦島資料館の管理業務について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	
15	(7) Alega軍艦島における宿直職員について	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	
16	(8) モニタリングについて	南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	

平成30年度 「財政援助団体等監査」における措置状況等一覧（指摘）

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
1	(1) 代表取締役の執務状況報告について 代表取締役は、会社法第363条第2項の規定により3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならないとされているが、報告をしていない。 会社法の規定に基づき自己の職務の執行状況を取締役に報告されたい。	長崎中央市場サービス		○	
2	(2) 計算書類等について ア 貸借対照表の公告について 会社法第440条に規定する貸借対照表の公告を、定款第5条に規定する官報に掲載する方法により行っていない。 会社法及び定款の規定に基づき貸借対照表を公告されたい。	長崎中央市場サービス		○	
3	イ 附属明細書の作成について 会社法第435条第2項及び会社計算規則第117条に規定する附属明細書の事項のうち、「有形固定資産及び無形固定資産の明細」及び「引当金の明細」を作成していない。 会社法及び会社計算規則の規定に基づき附属明細書を作成されたい。	長崎中央市場サービス		○	
4	(1) 評議員会について ア 決算に係る評議員会への監事の出席について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第190条において、理事及び監事は、評議員会において、評議員から説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないと規定されている。しかし、決算に係る評議員会に理事長及び専務理事は出席しているが、監事が出席していない。 決算に係る評議員会へは、監事も出席されたい。	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		令和元年5月30日開催の評議員会に、監事2名中2名が出席したことを確認した。
5	イ 評議員会の招集について 法人法第181条の規定により、評議員会を招集する場合には理事会の決議により、同条第1項第1号に規定する日時、場所、第2号に規定する目的である事項及び第3号に規定する法務省令で定める事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第58条に規定する評議員会の目的である事項に係る議案の概要）を定めなければならないが、事前に理事会において必要事項が定められていない。 評議員会を招集する場合には、事前に理事会において必要事項を決議されたい。	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		令和元年5月16日開催の理事会にて、評議員会で審議事項の承認を得たことを確認した。

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
6	(2) 貸借対照表の公告について 法人法第199条において準用する第128条に規定する貸借対照表の公告を、定款第44条に規定する主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行っていない。 法人法及び定款の規定に基づき貸借対照表を公告されたい。	一般財団法人長崎市野母崎振興公社	○		平成30年度の貸借対照表について、公社入口の掲示板にて告示していることを確認した。
7	(3) 小口現金及びつり銭について 消耗品等の購入代金を小口現金で支払っているが、小口現金の保有限度額及び取扱いに関する規定がない。また、つり銭を仮払金として経理処理している。 一般財団法人長崎市野母崎振興公社財務規程を改正する等、適正に経理事務を行われたい。	一般財団法人長崎市野母崎振興公社		○	
8	(1) 基本協定書について ア 会計年度について 野母崎総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）の指定管理に係る基本協定書第8条に規定する会計年度が、指定の期間である平成28年4月1日から平成32年3月31日となっている。 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと規定されたい。	南総合事務所地域整備課		○	
9	イ 遵守事項について 総合運動公園、野母崎炭酸温泉Alega軍艦島（以下「Alega軍艦島」という。）及び長崎市軍艦島資料館（以下「軍艦島資料館」という。）の指定管理に係る基本協定書第11条第2号ただし書き、第5号及び第6号の規定に記載する会社法及び会社更生法の規定については、株式会社を対象とした法令である。 指定管理者である公社は一般財団法人であるため、法人法の規定によられたい。	南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	
10	(2) 備品の管理について 総合運動公園、Alega軍艦島及び軍艦島資料館の基本協定書の仕様書において、市が所有する備品については、備品台帳を備えて適正に管理しなければならないと規定されているが、備品台帳を公社に提供していない。 備品台帳を提供し、適正な備品管理を行われたい。	南総合事務所地域整備課	○		指摘に対し備品台帳を提供し管理備品のチェックを行って、今後の管理方法について改善を図り適正な備品管理を行うこととした。
		観光政策課		○	
11	(3) 実績報告書の点検等について Alega軍艦島及び軍艦島資料館に係る事業報告書について、基本協定書第46条において毎月及び毎会計年度作成し市に提出することと規定されており、公社からは提出されているが、毎月提出される事業報告書について、点検及び所属長への報告がなされていない月分が見受けられた。 公社から提出された事業報告書については、速やかに点検を行い所属長へ報告を行われたい。	観光政策課		○	

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
12	<p>(4) 利用料金及び減免基準の承認について 総合運動公園の利用料金は、長崎市公園条例第9条第2項及び基本協定書第41条の規定により、減免基準は、同条例第10条及び基本協定書第42条の規定により、また、軍艦島資料館の利用料金は、長崎市軍艦島資料館条例第6条第2項及び基本協定書第38条の規定により、減免基準は、同条例第7条及び基本協定書第39条の規定により、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとされているが、当該承認手続きが行われていない。 利用料金及び減免基準について、市長の承認手続きを行われたい。</p>	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	
13	<p>(5) 第三者への業務委託に係る承認について 公社は、軍艦島資料館において、消防設備保守点検業務及び機械警備業務を、市内に本社を有する競争入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）に委託しているが、基本協定書第23条に規定する市の承認を得ていない。 また、Alega軍艦島において、ボイラ清掃点検を有資格者に、ホームページ保守業務及び給湯ボイラーばい煙測定業務を有資格者以外に委託しているが、基本協定書第23条に規定する市の承認を得ておらず、また、有資格者以外に委託する場合に必要な理由書も提出していない。 公社は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得るとともに、有資格者以外に委託する場合は、理由書を提出されたい。また、観光政策課においては、事業報告書等で第三者への委託状況を確認するとともに適正に指導を行われたい。</p>	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	
14	<p>(6) Alega軍艦島及び軍艦島資料館の管理業務について 公社は、Alega軍艦島において、基本協定書の仕様書6-(2)-アに定める昇降機の法定点検及び軍艦島資料館において、基本協定書の仕様書6-(3)-アに定める空調機器保守点検及び自動ドア保守点検を実施していないので、実施されたい。 また、軍艦島資料館は長崎市野母崎文化センターと設備を共用しているため、前記仕様書のうち自家用電気工作物保安管理及び貯水槽清掃・水槽、水質点検は南総合事務所地域福祉課が実施しており、公社では実施していない。 観光政策課は、管理業務の実施状況を事業報告等で把握するとともに必要な指導を行い、軍艦島資料館で行うべき管理業務を精査し仕様書を見直されたい。</p>	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	
15	<p>(7) Alega軍艦島における宿直職員について 公社は、宿直業務を行う職員を雇用しているが、労働基準法施行規則第23条に規定する断続的な宿直又は日直勤務許可を得ていない。 公社は、長崎労働基準監督署にて断続的な宿直又は日直勤務許可を得られたい。また、観光政策課においては、関係法令の遵守について適正に指導を行われたい。</p>	一般財団法人長崎市野母崎振興公社、観光政策課		○	

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
16	<p>(8) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、総合運動公園及び軍艦島資料館において、「利用料金の管理は適正か」の項目について、承認の手続きがなされていないにもかかわらず、「○」となっている。また、Alega軍艦島及び軍艦島資料館において、「事業計画書どおり事業が実施されているか」の項目について、基本協定書及び事業計画書に規定する業務が一部実施されていないにもかかわらず「良好」と、軍艦島資料館において、「外部委託先は適正か」の項目について、有資格者に市の承認を得ずに委託しているにもかかわらず「良好」と、総合運動公園、Alega軍艦島及び軍艦島資料館において、「備品の管理状況は適正か」の項目について、備品台帳を提供していないにもかかわらず「普通」又は「良好」と評価している。 モニタリングは書類、聴取、現地確認等を確実にし、適切に評価を行われたい。</p>	南総合事務所地域整備課、観光政策課		○	